

学校学生生徒旅客運賃割引証発行願

獨協中学高等学校長 殿

申請日 年 月 日

下記により学校学生生徒旅客運賃割引証の発行をお願いします。

乗車区間	_____ 駅から _____ 経由 _____ 駅まで
乗車券の種類	片道 ・ 往復 ・ 連続
学年・組・番	中学 ・ 高校 _____ 年 _____ 組 _____ 番
生徒証番号	
生徒氏名・年齢	() 才
必要枚数	枚
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用目的 (該当に○)	①帰省 ②正課教育 ③正課外教育活動(クラブ名) ④就職・受験 ⑤見学 ⑥傷病治療 ⑦保護者の旅行への随行 ※自宅学習日は発行できません
保護者氏名捺印	印
担任許可印	印
発行日	
発行番号	自第 _____ 号 至第 _____ 号

～学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）について～

・学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）は、帰省等によりJR等の片道営業キロが100キロメートルを越える区間を乗車（船）する場合に利用できます。窓口で切符を購入する毎に、学割証1枚が必要です。往復切符を購入するときは、1枚の学割証、片道ずつ購入する場合は、2枚必要になります。利用希望者は担任の許可を得てから、生徒証を添えて事務室へ申請してください。

・夏季合宿など団体で利用する場合は、一括して申請しますので、顧問の先生にご確認ください。

・学割証の有効期限は、発行日から3ヶ月です。使用する際には必ず生徒証を携帯してください。

《使用目的の範囲》

学割証制度は生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたもので無く、あくまで修学上の保護者の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されています。そのため学割証発行は原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限りです。

- ① 休暇、所用による帰省
- ② 実験・実習などの正課の教育活動
- ③ 学校が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正規外の教育活動
- ④ 就職又は進学のための受験等
- ⑤ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ⑥ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ⑦ 保護者の旅行への随行